



**新型コロナウイルスの影響により溶接技能者資格の再評価試験の受験ができず、
現有する適格性証明書の有効期限が切れる方への特別措置の件
(再評価試験の受験可能期間の延長、現有適格性証明書の有効期間の延長宣言とその証明)**

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動は停滞を余儀なくされておりますが、皆様におかれましても甚大な影響を受けておられますことと、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当協会は2020年2月25日より、公共性が高い溶接技能者評価試験に関し、密集を回避するため1日の試験を2回に分けて行うなど様々な感染予防対策を実施し、また受験ができない方に対しても欠席申出書提出で受験料全額返金や試験日の振替などを行って参りました。しかしながら4月7日の政府からの緊急事態宣言に応じて、4月13日～5月31日(予定)の間、評価試験を全都道府県で全面的に中止させていただきました。

欠席や試験中止により、3年目の再評価(更新)試験を受験可能期間内(有効期限が切れる8か月前～2か月前)に受験できず、適格性証明書の有効期限が切れる方に対し、下記の特別措置を実施いたします。当協会の適格性証明書の提示をお求めになられる方々ならびに関連企業・団体の皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りたく、宜しくお願ひ申し上げます。

なお、サーベイランス(資格取得後1・2年目の有効期限延長手続き)については書面審査であり、通常どおり実施しておりますことから、今回の特別措置の適用範囲には含めておりません。 謹白

記

1.再評価(更新)試験対象者に対する今回の特別措置の内容

新型コロナウイルスの影響で再評価試験の受験可能期間中に受験できない場合、

- (1) 適格性証明書の有効期限後6か月までは、再評価試験の受験可能期間を延長いたします。
 - ・合格後に発行する適格性証明書の有効性の発生日は、現行の適格性証明書の有効期限の翌日に遡り、連続させます。
- (2) 適格性証明書の有効期限後6か月までは、その有効期間を延長していることを本紙により宣言し、証明いたします。
 - ・延長のための手続きは不要です(ただし、有効期限を6か月延長した適格性証明書は発行いたしません)。
 - ・延長期間中の適格性証明書の保有や提示をお求めになられる関連企業・団体の皆様におかれては、本紙をその証明書とし、適格性証明書に代えてのお取り扱いを賜りたく、宜しくお願ひ申し上げます(本紙は各々ご自身でご印刷ください)。

2.今回の特別措置の適用範囲と延長期限(感染拡大状況などをみて、必要があれば随時追加・告知いたします。)

特別措置が適用となる再評価試験対象者 (現有する適格性証明書の有効期限)	適格性証明書の有効期間の 延長期限※1	再評価試験の受験可能期間の 延長期限※2
2020年 4月末		2020年 10月末
” 5月末		” 11月末
” 6月末		” 12月末
” 7月末		2021年 1月末
” 8月末		” 2月末
” 9月末		” 3月末
” 10月末		” 4月末
” 11月末		” 5月末
” 12月末		” 6月末
2021年 1月末		” 7月末
” 2月末		” 8月末
” 3月末		” 9月末

※1 延長したことは本紙(各々ご自身でご印刷)により証明するものとし、延長した形での一時的な適格性証明書の発行は控えさせていただきます。

※2 延長期限までに受験してください。受験申込・調整時には今回の特別措置の対象者であることを受付窓口にお伝えください。ただし、受験者の集中を避けるため、当協会が受験者ごとに受験日を指定いたしますことを予めご了承いただきたくお願ひ申し上げます。極力、延長期限に近い3か月～2か月前程度で受験していただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

【改1への変更内容】当初は、再評価試験の受験可能期間中に受験できない方(今回の特別措置の適用対象者)の内、ご自身のご判断で自主的にご欠席された方に対しては、申出書(新型コロナウイルスの影響による欠席との理由書)の提出を必要としていましたが、手続簡素化のため、不要とさせていただきます。